

会社法においては公開会社以外の会社を、通常（株式の）譲渡制限会社と言います。中小企業は定款変更によってこの形態にすると融通が効く会社になります。

1. 譲渡制限株式についての株主間の譲渡は、原則として株式会社における株主総会の承認を要するが、「承認を不要とすること」を定款に定めることはできる。（139条1項）

2. 承認機関は、原則は取締役会がある場合は取締役会が、設置しない場合は株主総会による。ただし、定款に別段の定めをすることにより、「代表取締役への一任についてもできる。」と解される。（会社法139条1項但し書き）

3. 相続による譲渡制限株式の移転について、定款で、相続により譲渡制限株式を取得した者に対し、（会社が）株式を株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定めることが可能となる。⇒※合併、会社分割、事業承継などの譲渡制限、つまりはドラ息子対策です。相続人の同意無しに強制取得が可能になりました。（会社法174条）

※特別決議が必要。

4. 自己株式の取得の特例として、特定の株主からの取得について、売主追加請求を認めない定めを定款に置くことができる（会社法164条）。※株主全員の同意が必要。

5. 株式消却を自己株式の消却という形に整理する。（減資の規定からも、株式消却は消滅し、減資と株式とは無関係となった。（447条））

※強制消却（商法213条）から強制取得への変更（会社法168条から170条、171条から173条）により、民事再生法や会社更生法によらない100%減資の手続きは、全部取得条項付種類株式を用いて行うことが可能とされた。

株主全員の同意を要する（110条）が、会社成立後に株主の同意なくその有する株式を取得する旨およびその方法に関する定款の定めを設けることができる。

※これにより、種類株式と普通株式の2種類の株式とし、その一方の株式を全て種類株としておく。株式総会の特別決議で100%減資（強制取得）を行えるようにし、同時に普通株式を発行する。

## 6. 株主総会

### ①招集通知

原則として株主総会の2週間前までに発送の必要がある。株式譲渡制限会社については、招集通知は株主総会の1週間前までに発送すればよい。（ただし、取締役会を設置しない会社の場合は、定款で短縮することが認められる）

### ②開催場所

現行の規定では、定款に定めが無いときは、本店所在地または隣接地に招集する必要があるが、新たには弾力的に選定できるようになる。

## 7. 譲渡制限会社の全てに適用できるもの

① 定款の定めにより、取締役の資格を株主に限定できる。

② 定款の定めにより、役員任期を最長10年まで伸長することができる。

※役員任期途中の解任は普通決議（50%超）になったが、正当な理由が無い解任の場合は、残りの任期分の給料相当分を損害賠償できる。

③譲渡制限会社は、定款で監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定めることが出来る。（業務監査等、違法行為に対する責任追及が生じる）

※但し、会社法施工時の既存小会社は限定する旨があるものとみなされるために、定款の変更や登記は必要ない。

#### 8. 譲渡制限会社に認められる剰余金分配に関する定款上の別段の定め

株式譲渡制限会社は、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権に関して、株主ごとに異なる取り扱いを行う旨を定款で定めることができるようになる。

※定款の定めの新設または変更には、特殊決議（総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の4分の3以上の賛成）が必要とされる。（2006.5.1更新）